

専門業務型裁量労働制に関する協定書
(吉田事業場)

京都大学（以下「大学」という。）と過半数代表 小田 滋晃 は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程第19条に基づき、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

(対象となる教員)

第1条 本協定は、次の各号に掲げる教員（以下「教員」という。）に適用する。

一 人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する助教及び外国人研究員

二 教授研究の業務に従事する教授、准教授、講師（以下「教授等」という。）及び外国人教師

なお、医学部附属病院等において行われる診療の業務については、専ら診療行為を行う教授等が従事するものは教授研究の業務に含まれないものであるが、医学研究を行う教授等がその一環として従事する診療の業務であって、チーム制（複数の医師が共同で診療の業務を担当するため、当該診療の業務について代替要員の確保が容易である体制をいう。）により行われるものについては、教授研究の業務として取り扱う。

(専門業務型裁量労働制の原則)

第2条 教員に対しては、大学は業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき具体的な指示をしないものとする。ただし、職場秩序及び大学の管理運営上必要な指示については、教員に正当な理由を説明し、具体的な指示を与えることができる。

(勤務時間の取扱)

第3条 教員が、所定勤務日に勤務した場合は、1日8時間勤務したものとみなす。

(休憩、休日)

第4条 教員の休憩、休日は国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の定めるところによる。

(週休日、深夜勤務)

第5条 対象教員の週休日勤務、午後10時から翌朝午前5時までの勤務（以下「深夜勤務」という。）については、本協定は適用されない。ただし、週休日の振替を取得する場合、出勤をした週休日については、第3条に規定する時間の勤務をしたものとみなす。

2 週休日勤務、深夜勤務については、大学の命令または事前に大学の許可を受けるものとする。

3 週休日勤務又は深夜勤務をした場合は、国立大学法人京都大学教職員給与規程第23条及び第25条の定めるところにより、超過勤務手当又は夜勤手

当を支給する。

(健康及び福祉を確保するための措置)

第6条 大学は、対象となる教員の健康及び福祉を確保するため、1年に1回以上の健康診断を必ず受診させるものとし、さらに、必要に応じて年次有給休暇の連続取得促進の勧奨を行うほか、保健管理センターにおいて心と体の健康に関して常時相談できる体制を取るものとする。

2 勤務時間の把握は、8時間を超える実勤務時間があった日には、各自当該総勤務時間を教員(裁量労働制適用者)の勤務時間申告書(以下「申告書」という。)に記入し、深夜勤務の命令または許可があった日には、出勤・退勤時刻、深夜勤務時間を申告書に記入し、翌月初日に大学に提出するものとする。(提出がないときは、所定勤務時間勤務したものとして取り扱う。)

3 所定勤務時間外の勤務が月45時間を超える場合は、平成14年2月12日付け基発第0212001号厚生労働省労働基準局長通知「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」により、健康管理を行うものとする。

(苦情に関する措置)

第7条 大学は、対象となる教員からの苦情を適切に処理するため、カウンセリングセンターにおいて、相談を受け付けるとともに人事審査委員会において解決策を審議するものとする。

(記録の保存)

第8条 大学は、対象となる教員の勤務時間の状況並びに第6条及び前条により講じた措置があるときは当該措置について、本協定の期間及び期間満了後3年間保存するものとする。

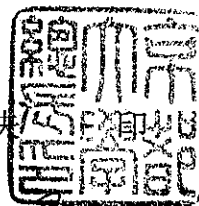
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間とする。有効期間満了の1ヶ月前までに、労使いずれからも申し出がないときは更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

平成19年3月30日

国立大学法人京都大学総長

尾池 和夫



国立大学法人京都大学吉田事業場過半数代表

小田 滋晃 (前)